

災害時のペット対策

～飼養動物（ペット）との同行避難対応ガイドライン

～



令和4年5月

村山市

目 次

I 全般

- 1 はじめに
- 2 ペットとの同行避難ガイドライン
- 3 ペット同行避難について
- 4 避難所等でのペット受入について
- 5 障がい者補助犬の対応について（重要）

II 飼い主の備え

- 1 平常時の備え
- 2 発災時の対応

III 避難所等の対応

- 1 平常時の備え
- 2 発災時の対応

I 全般

1 はじめに

近年、ペットは、家族の一員であるという意識が一般的になり、災害時において、「ペットとともに避難所へ避難する（同行避難）」ということは、動物愛護の観点のみならず、公衆衛生や人への危害防止、野生化防止など生活環境保全の観点、さらには飼い主である被災者の心のケアの観点からも必要な措置であるとされています。

この度は、こうした災害時のペット対策について、ペットを飼っている人だけでなく、ペットを飼っていない人や避難所を運営する人などが、災害発生時に混乱を生じることがないように、標準的な対応を策定しました。

それぞれの立場からペット対策に対する理解を深めて、活用していただきたいと思います。

2 ペットとの同行避難ガイドライン

災害発生直後には、多くの飼い主がペットを連れて緊急指定避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）へ避難することが想定されます。しかし、避難所等は、多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、避難所等の実情に応じたペット対策を日ごろから考えておくことが必要です。

このガイドラインは、飼い主と避難所等を運営する者それぞれにおける「平常時の備え」及び「発災時の対応」について定めました。

地震や風水害など、様々な災害に備えるため、平常時から被災した際の対策を講じておくことが大切です。

3 ペット同行避難について

ペット同行避難とは、災害発生時に飼い主がペットを同行し、避難所等に避難することであり、避難所等での人とペットの同居を意味するものではありません。

4 避難所等でのペット受入について

(1) 対象とする動物

家庭において一般的に飼養されている犬、猫、うさぎ、フェレット、小鳥、ハムスターなどの小型げっ歯類です。

人や他の動物に危険を及ぼすおそれのある動物、特別な管理が必要となる動物、特定動物として飼養許可が必要な動物、特定外来生物に指定された動物については、避難所での受け入れは困難です。

(2) 受入要件（基準）

- ・ 飼い主がケージやキャリーケースを用意していること
ケージに入らない大型のペットは、リードにつないで屋外に係留とします。
- ・ 飼い主が餌や水を用意しており、餌やりや糞尿の始末を飼い主自身が行えること
- ・ 基本的なしつけができていること

- ・ 犬については狂犬病予防注射済票を装着又は携行すること(受付時に確認)
(飼い犬は狂犬病予防法により、年1回の予防接種および注射済票の装着が義務づけられています。)

5 障がい者補助犬の対応について(重要)

障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)は、目や耳や手足に障がいのある方の生活を支援するために特別な訓練を受けており、障がい者が日常生活をする上で必要な犬です。

飲食店や宿泊施設、公共交通機関など不特定多数の方が利用する場所においても、同伴してよいとされています。

避難所では、障がい者補助犬と障がいのある方は一緒に避難生活をする事になりますので、避難所において障がい者補助犬を利用することができる場所を設定します。

また、利用場所には障がい者補助犬がいることを明示して、動物アレルギーを持つ人や動物が苦手な人にも配慮します。

II 飼い主の備え

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となります。

また、市による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっています。

このことから、災害に対する備えとして飼い主に普段から知っていただきたい事項を平常時の備え、災害発生時の行動として以下にまとめました。

1 平常時の備え

(1) 防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提となり、地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など、まずは飼い主の身の安全のために備える必要があります。そのうえで、ペットに対する防災対策として

- ① 家具や飼養ケージの固定、転倒防止、落下防止
- ② 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ③ ケージ、キャリーケースなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

などを確認、又は確保しておきます。

(2) ペットのしつけと健康管理

避難所におけるペットの飼養においては、ケージやキャリーケースに慣らしておくこと、人や動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所で排泄ができることなど、普段からのしつけをしておくことで、ペットの安全と健康を守るとともに、ペットに起因するトラブルを防止することができます。

【一 例】

ア 犬の場合

- ・ 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ・ 不必要に吠えないしつけを行う。
- ・ 人やほかの動物を怖がらない、攻撃的にならない。
- ・ 決められた場所で排泄ができる。
- ・ リードに繋がれていることに慣らしておく。

イ 猫の場合

- ・ ケージやキャリーケースに入ることを嫌がらない。
- ・ 人や他の動物を怖がらない。
- ・ 決められた場所で排泄ができる。

(3) ペットの所有者の明示（行方不明対策・個体識別）

ペットが逃げ出さないように日ごろから十分な対策を講じておくことが前提ですが、災害発生時には、やむを得ずペットを残して避難する場合やペットとはぐれてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように所有者明示をしておく必要があります。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札等をつけるとともに、脱落の可能性が低く確実な身分証明となるマイクロチップを装着するといった対策をしておくことで効果を高めることができます。

【一 例】

ア 犬の場合

- ・ 首輪と迷子札
- ・ 鑑札や狂犬病予防注射済票（飼い主は狂犬病予防法により、鑑札の装着や年1回の予防注射及び注射済票の装着が義務づけられています。）
- ・ マイクロチップ（「公益社団法人日本獣医師会などに飼い主情報及び動物情報の登録を行います。」以下同じ。）

イ 猫の場合

- ・ 首輪と迷子札
- ・ マイクロチップ

(4) ペット用の避難用品や必要な資材の準備

在宅（自宅）避難では勿論のこと、避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要があります。

避難指示等が出た場合に安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーケースなどの移動に必要な用品を準備しておきます。

ア ペットの管理情報等

ペット手帳、ワクチンの接種状況、既往歴、ペットの健康状態、かかりつけの動物病院の情報

イ ケージやキャリーケース

ケージやキャリーケースに慣れていない動物はストレスが溜まってしまうため普段から慣れさせておくことが必要です。

ウ ペット用の備蓄品（例）

- ・ フード、水（少なくとも7日分）
- ・ 食器
- ・ 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・ 常備薬
- ・ ペットの写真（家族と一緒に）
- ・ ペットシート等トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂）

その他、タオル、ブラシ、排泄物の処理用具（消臭剤、新聞紙、ビニール袋）、おもちゃなどもあるとよいでしょう。

(5) 情報収集と避難訓練

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報誌、ホームページなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じます。また防災計画、災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の所在地、避難ルートなどを確認しておきましょう。

実際に家族単位でペットを連れて避難所等へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくことで、より安全に避難することができます。また、避難所でのペットの反応や行動・避難所での飼養環境の確認などができます。

(6) 家族や地域との連携

地域で災害対策の会合や防災訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが大切です。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要です。

(7) ペットの一時預け先の確保

避難所等への同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預け先を確保しておくことが大切です。

特に、大型の動物、特別な管理が必要となる動物、特定動物として飼養許可が必要な動物、特定外来生物に指定された動物※をペットとして飼養している人は、災害が発生してから預け先を探すことは非常に困難です。必ず事前に確保しておきましょう。

※ 動物の愛護及び管理に関する法律により、特定動物として指定されている動物については許可を受けた飼養施設で飼養する必要があります。

2 発災時の対応

(1) 飼い主の安全確保・状況確認

災害時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となります。災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全が確保できてからペットの安全を確保します。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してください。

その際、リードをつける、ケージに入れるなど、ペットの安全に配慮します。

災害の状況については、ラジオやテレビ、市のホームページなどから正確な情報を積極的に得るように努めましょう。

(2) 避難先・避難方法の判断

ア 飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断します。

自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲においてペットを連れて避難所等、安全な場所へ避難します。

イ 災害の種類、被災の大きさ、被災者の数等の状況により、避難所等への同行避難が困難な場合があります。また、発災時にペットと離れた場所にいる場合も十分考えられます。そのため「在宅避難」、「車中避難」、「一時預け先へ委託」など適切な判断をしてください。

(3) 避難中のペットの飼養環境の確保

地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択します。

ア 避難所での飼養

避難所等で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所等が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をします。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要です。

イ 自宅で飼養

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じ避難所等に取りに行くこととなります。

飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もあります。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難しましょう。

ウ 車の中で飼養

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて避難所等に取りに行きます。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要です。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておきます。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させるなど対策が必要です。

エ 施設などに預ける

避難所等での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人など、一時預け先の確保に努めます。

災害時の状況により、自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預けることができる場合もありますが、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにするとよいでしょう。

(4) 避難所等でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

避難所等では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければなりません。

避難所等では、飼い主が協力して、給餌や片付け、ペットの衛生保持、疾病の予防や害虫の発生防止など、責任をもって適正な飼養管理を行い、鳴き声や臭いなどペットに起因する苦情や危害発生の防止に努めてください。

既定のペット飼養ルールがない場合は、避難所運営委員会等の指示に従うとともに、「ペット同行避難をしてきた飼い主同士がグループ」（以下、「飼い主の会（仮称）」という。）としてまとめ、周囲の人に配慮したルール作りをしていただきます。

また、ペットはストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努めます。

※ ルール作りの際、留意する事項

- ・ペットの飼養場所を設置
- ・ペット同行避難者の受付、名簿の管理
- ・ペットの飼養場所への収容
- ・飼養・管理に関する作業分担、当番の決定
- ・飼養場所及び周囲の衛生管理
- ・支援物資（ペットフードや資材等）の管理（搬入・配給・保管など）
- ・飼い主不明動物の一時的な飼養
- ・トラブル対応
- ・ペット飼養ルールの見直し

Ⅲ 避難所等の対応

1 平常時の備え

(1) ペット同行避難者の受入に関する意識の保持

避難所運営委員会や施設管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した避難所運営を基本とするとともに、事前に対策を準備しておく必要があります。

そのため、避難所におけるペットの飼養場所や飼養管理のルールについて明らかにしておくことにより、避難所においてペットに起因した避難者の苦情やトラブルを回避することが可能となります。

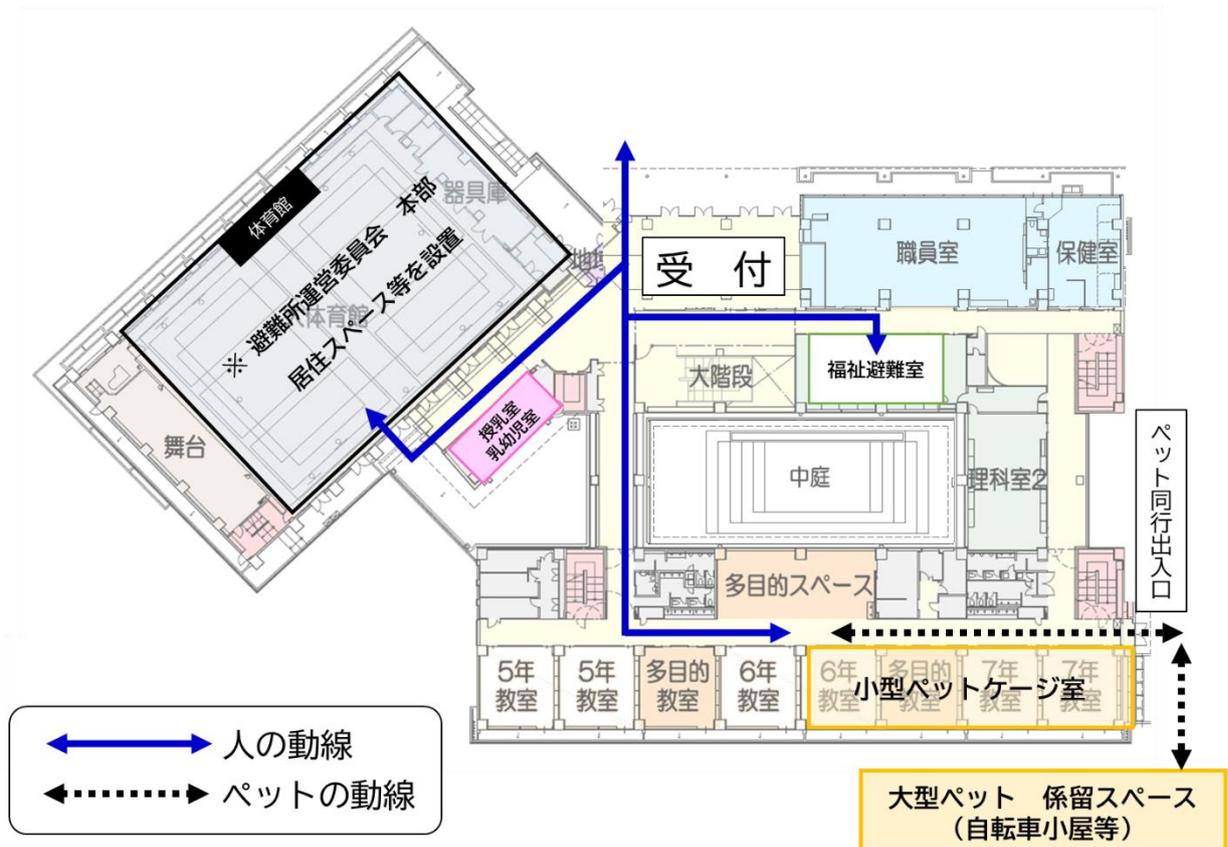
(2) 避難所等におけるペットの飼養方法の決定

避難所運営委員会や施設管理者は、避難所における利用可能な施設や形態、ペット同行避難者及びペットの数、季節・気候等を考慮して、避難所及び避難所敷地内におけるペットの飼養スペースや飼養方法を決定しておく必要があります。

飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能となります。

また、犬は集団になると連鎖して吠える習性を持ちますが、その状況下に限らず、犬と猫等の動物種の異なる動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限り、区別して飼養することが望ましいと考えられます。

避難所内の住み分け（ペット飼養スペース）の一例



(3) 飼養ルールの策定

ペット非飼養者への配慮、衛生面や安全面を考慮して避難所の特性や実情に合った一般的な「飼養ルール」をあらかじめ策定しておくことが必要です。

災害時には、その「飼養ルール」を基に、「飼い主の会（仮称）」などにより、周囲の人に配慮したルール見直しをしていただきます。

別紙①「〇〇避難所ペット飼養ルール（一例）」

(4) ペット用品やペットフード等の備蓄

ペットの飼養管理に必要なペット用品やペットフード等は、飼い主がそれぞれ避難所に持ち寄ることが原則です。

2 発災時の対応

(1) ペット同行避難者の受入れ

「飼い主の会（仮称）」が立ち上がるまでの間、避難所運営委員会の役員が受付作業を代行して行います。

受付の際、ペット同行避難者に「避難動物カード」、を記入してもらうほか、飼養ルールの説明を行います。「飼い主の会（仮称）」の発足後、受付作業を移管します。

別紙②「避難動物カード」（「村山市避難所開設・運営マニュアル」より。）

(2) 適切な飼養のための支援

市災害対策本部及び災害ボランティアセンターと連携し、ペットに関するボランティア活動を行うことができる団体等に協力を要請する等、適切な飼養のための支援を依頼します。

(3) 備蓄品等の配布や救援物資の受入準備

「飼い主の会（仮称）」は、避難所の備蓄品の使用状況及び市の備蓄品の保管状況を確認し、必要に応じ飼い主への再配分を行います。また、災害対応が長期化する場合は、届いた救援物資の受入れ、保管、飼い主への配分を適切に行います。

(4) 市災害対策本部への連絡等

「飼い主の会（仮称）」は、避難所運営委員会を通じて、避難所における飼養動物の対応状況を報告します。また必要により、支援要望を行います。

（規定の避難所状況報告書により、ペット同行避難の状況等を連絡するもの。）

別紙③「避難所状況報告書」（「村山市避難所開設・運営マニュアル」より。）

〇〇避難所ペット飼養ルール（一例）

ペットのトラブルは、時には避難所全体の問題となります。大事なペットのためにも飼い主自身が責任をもって飼養し、お互いが気持ちよく過ごしやすい避難所環境をつくりましょう。

■ 避難所内では人が優先

避難所運営委員会と飼い主の会（仮称）が定めたルールを守り、ペットを飼っていない人へも十分配慮して飼養する。

■ 決められた場所で飼養

飼養場所、散歩場所、トイレの場所等決められた場所のみで飼養する。避難所には、動物が苦手な方や動物のアレルギーをお持ちの方もいます。周囲の人への配慮をし、ペットの飼養場所は人の居住場所と分ける（障がい者補助犬を除く。）。

■ 自分のペットの世話は自分で

飼い主自らが責任を持って、ペットの世話を毎日実施する。また、飼養スペースは常に清潔に保つ。（避難所運営委員会、施設管理者はペットの世話はしない。）

■ 飼い主の会（仮称）への参加

動物種に関わらず飼い主全員で「飼い主の会（仮称）」を立ち上げ、協力してペットの飼養・管理を実施する。

【飼い主の会（仮称）の活動】

- ・ 避難所運営委員会が定めた場所にペットの飼養場所を設置
- ・ 登録名簿への登録及び名簿の管理
- ・ ペットの飼養場所への収容
- ・ 会員全員での飼養ルールの確認及び飼養・管理に関する作業分担、当番の決定

◆ 飼い主全員（飼い主の会（仮称））で共同して行うこと

役割分担をし、飼い主同士で調整しながら管理する。

- ・ 飼養スペース全体やその周辺の掃除、消毒
避難所は小中学校が多く、避難所としての機能終了後は元の用途に使用されるため床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮する。
- ・ ペット共用トイレの掃除、糞尿の処理
においては苦情の原因ともなるため、適切に管理する。
- ・ ペット救援物資の搬入、仕分け、配分
- ・ 飼い主不明動物の一時的な飼養（一時的な飼養協力をお願いすることがある。）

◆ 飼い主自身が行うこと

- ・ 給餌、給水、食べ残したエサの片づけ
- ・ ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ・ ケージ周辺の掃除
- ・ 犬の散歩
- ・ 他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、飼い主自身で対応する。
個人で解決できない問題に対しては、飼い主の会（仮称）で対応する。

避難動物カード（提出用）		避難所名	受付番号
記入日	年 月 日（ ）		
飼い主	ふりがな 氏名		
	住所	〒 —	
	電話 (携帯)		
飼養動物	種別	犬・猫・その他（ ）	
	種類	（毛色 ）	
	呼び名		
	首輪等	首輪 ・ 胴輪 （色： 特徴： ）	
	性別	オス ・ メス （不妊処置 あり・なし）	
	特徴 特記事項	大きさ： 大 ・ 中 ・ 小 （約 kg） 年齢： 才 治療中の病気：（ ） 鑑札番号：第 号 狂犬病予防注射（最終）：令和 年 月 日	

※ 避難所のルールに従い適正に飼養動物を管理し、退去の際は清掃を行います。

署名 _____

避難動物カード（飼い主控え用）		避難所名	受付番号
記入日	年 月 日（ ）		
ふりがな 飼い主氏名			
飼養動物	種類		
	呼び名		
	性別	オス ・ メス （不妊処置 あり・なし）	

避難所状況報告書（第 報）

避難所名：

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所 通信手段	電話番号_____ FAX 番号 _____ 電子メール 防災行政無線 伝令 その他 ()		
避難者数 うち(在宅)	人 () 人[内数]	避難世帯数 (在宅)	世帯 () 世帯[内数]
周 辺 の 状 況	避難所の安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険	
	人命救助	不要 ・ 必要(約 人) ・ 不明	
	火 災	なし ・ 延焼中(約 戸) ・ 不明	
	土砂崩れ	未発見・あり・調査中	
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通	
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片側通行 ・ 通行不可	
	建物倒壊	なし ・ あり(約 棟) ・ 不明	
避難所運営委員会 (設置の場合、委員長名)		設 置 ・ 未設置 (連絡先)	
連 絡 事 項		対応状況	今後の要求・展開
	総務班		
	被災者管理班		
	情報・広報班		
	施設管理班		
	食料・物資班		
	救護班		
	衛生班		
	ボランティア班		
	要配慮者班		
	(飼い主の会(仮称))		
市避難所担当員			
施設管理者(職員)			
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)			

《避難所状況報告書について》

- ・ 1日最低1回は市災害対策本部へ報告すること。
- ・ 「連絡事項」欄には、各グループの活動において発生した問題やその解決策など、他の避難所運営の参考となるような事項を記入する。